

F A Q よくあるご質問と回答
(中小企業海外展開支援事業～基礎調査～)

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	その他の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か？	応募可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	2	基礎調査では、JICAが相手国政府の承認を得る手続きを行うのか。	基礎調査の実施にあたっては、原則として現地政府からの要請は不要です。従って、相手国政府の承認を得る手続きも不要です。ただし、海外事業実施に必要な許認可は提案法人が取得する必要があります。
全体	3	報告書について、過去の（基礎調査の）報告書は閲覧可能か。	以下のページからご確認いただけます。 http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html また、他のODA事業における報告書もJICA図書館等で閲覧可能です。
資格要件・提案要件			
金額	4	見積金額の総額が限度額(850万円)を超えた場合は、審査の対象外となるか？	対象外となります。消費税を含め1件あたり850万円を提案上限金額としています。
提案者	5	経営状況の厳しい中小企業でも、受注可能か？	提案事業の内容に加え、安定的な事業実施体制の観点から、最近の企業としての業績等も勘案して選考します。
提案者	6	これまで1年以上の活動実績があったが、業態を再編したため登記して1年を経っていないが、参加資格は付与されないのか？	登記簿上の会社成立年月日から企画書提出締切日まで1年未満の企業は参加できません。
提案者	7	提案製品の販売実績が無くても、応募は可能か？	可能ですが、審査の過程において、国内もしくは海外での販売実績がある方が、案件化調査及び事業実施後のビジネス展開における成功の可能性がより高いと評価される可能性が高くなります。
提案者	8	信用調査の実施について、どのような意図で実施するのか？	本事業は公費による事業ですので、募集要項にあるとおり基礎的な信用能力等の確認のために必要に応じ外部の調査機関に審査を依頼し調査させていただきます。
提案者	9	中小企業団体のうち、なぜ5団体のみが対象となったのか？	基礎調査の主旨に照らし、共済や金融といった事業を行っている団体（信用協同組合）や、個別の中小企業を構成員としない団体（協同組合連合会、商工組合連合会）、法人格を持たない任意グループ（有限責任事業組合）は対象としないこととしたためです。
提案者	10	提案者が中小企業団体の場合、その構成員に中小企業団体の構成員の大企業を含めることは可能か？	可能です。ただし、提案の調査や事業を行う際の業務主任者は、中小企業団体を構成する何れかの中小企業の役員、又は社員である必要があります。
提案者	11	中小企業団体に対し、設立年数で応募制限を設けているのはなぜか？	中小企業についても応募締め切り時点で同様の制限を設けているためです。
提案者	12	採択・契約後、中小企業団体の構成員の変更があった場合は、どのように取り扱われるのか？	中小企業団体の構成員に変更があった場合は、業務従事者の所属企業が新たに団体の構成員になった場合や団体を脱退する場合に限りJICAにご連絡ください。

提案者	13	採択・契約後に、中小企業団体が解散する場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として採択取り消し、又は、契約の解除、事業費の返納等を求めます。ただし、業務主任者の所属先である企業が独自に事業を継続することを希望する場合には、継続（契約先の変更）を検討します。この際、他の中小企業と共同企業体を構成して継続することも可とします。 あるいは、当該団体が解散後に中小企業あるいは他の中小企業団体となる場合は、案件化調査の対象とする中小企業あるいは中小企業団体の定義に合致する場合において、契約先を変更することで事業を継続することを検討します。
提案者	14	採択・契約後に、募集要項に定められている参加要件資格を満たさなくなる場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として契約前においては採択の取り消し、契約中においては契約の辞退、事業費の返納等を求めることとなりますので、調査実施期間中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加をご遠慮願います。
提案者	15	団体の信用能力等はどのように確認するのか？	個別企業同様に信用調査会社による調査を行います。
提案内容	16	提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれていてもよいのか？	提案企業のノウハウ等により大企業や他社の製品・技術等を活用する提案であっても、事業実施国政府関係機関のニーズに合致するのであれば提案可能です。
重複応募	17	同一回の公示における、複数国への類似案件の同時応募は可能か？	不可能です。基礎調査を複数国で同時応募することはできません。複数の応募が認められた場合には、全提案が審査対象外となりますので、ご注意願います。
重複応募	18	複数国を対象国として応募することは可能か？	原則として1か国を対象国として選定ください。複数国を対象国とする場合は、理由を企画書内に記載ください。

提出書類・企画書等			
企画書	19	企画書にて、フォーマット以外で必要と判断される資料（地図、写真等）を提出した場合は、どのように取り扱われるか？	審査の公平を期すため、審査委員には企画書及び別添1～4のみを配布し、その他の資料は配布しません。 地図、写真等の提示が必要な場合は、企画書本文の制限内で記載いただく必要があります。
提出書類	20	会社設立後2年を経っていないため、財務諸表が2年分提出できないが、1年分の提出で差し支えないか。	過去1年の財務諸表に加えて、監査人等の承認を得ていないものでも結構ですので、現時点での財務諸表を作成の上、提出願います。
提出書類	21	「財務諸表」として提出すべき書類は何か。	各社名の記載のある貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とします。但し、財務諸表作成上、キャッシュフロー計算書の作成が義務となっていない企業は提出いただく必要はありませんが、可能な限りご提出をお願いいたします。
提出書類	22	今回の基礎調査（案件化調査ならびに普及・実証事業）において必要な資格の種類は、全省庁統一資格であれ、JICA用の資格審査申請であれ「役務の提供等」ということでよかったでしょうか。	全省庁統一資格、JICA用の資格審査申請ともに、資格の種類及び等級は問いません。
提出書類	23	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に表明書を提出すべきなのか。	構成会社全てについて連名でご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の名前を記載ください。また、共同企業体を構成する各法人がJICA競争参加資格を有していることが必要です。

調査内容（分野、調査期間・実施体制・人材配置等）			
分野	24	調査対象分野の原則となっている9分野に入らない分野での提案は出来るか？	応募を妨げるものではありませんが、審査に当たっては調査実施国の開発課題との整合性を重視します。企画書等の区分は「その他」を選択してください。前回公示までの「対象となる事業分野」から変更していますのでご注意ください。
業務従事者	25	採択から契約交渉の期間の間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	業務従事者の変更はやむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。但し、業務主任者とチーフアドバイザーは、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、原則として交代は認められません。
業務従事者	26	コンサルタント業務も行っている中小企業なので、外部人材を活用せず、単独で応募する予定だが、他案件でコンサルタントが支援するような現地調査支援や報告書作成業務にかかる人員の費用は外部人材活用費として計上可能か？	事業提案者及び関連会社（親会社又は子会社等）の社員を外部人材として計上することはできません。
業務従事者	27	主たる提案者である中小企業に所属する業務従事者の人件費を計上することは可能か？	不可能です。直接人件費を計上できるのは、募集要項に定義する外部人材にあたる業務従事者のみとなります。
業務従事者	28	業務従事者の構成に関し、現地駐在員事務所の社員をメンバーに加えたいと考えているが、現地駐在員事務所の社員も業務従事者として含んでも問題ないか。	問題ありません。
業務従事者（外部人材）	29	提案内容の中心の製品は、A社の製品となる。この場合、A社社員は外部人材として参画させることは可能か。	提案内容に企業A社の製品が含まれている場合、A社に所属する人材は外部人材としては参画は出来ません。
業務従事者（外部人材）	30	A社、B社、C社で出資した中小企業X社が事業提案者となる場合、A社の人材の人件費は計上可能か？	A社の人材がX社の役員・社員である場合、または、A社がX社と親子会社等の関連法人と認められる場合は、A社人材の人件費は計上できません。関連法人か否かは、支配関係等を基に個別に判断します。
業務従事者（外部人材）	31	事業提案者若しくは共同企業体構成員に非常勤として勤務する者、または事業提案者若しくは共同企業体構成員に派遣されている派遣労働者は直接人件費の対象となるか。	非常勤として勤務する者については、状況に拠ります。派遣労働者は、直接人件費の対象となりません。 1 非常勤として勤務する者 直接人件費の対象は、本調査業務の業務従事者であることが必要です。業務従事者であるためには、事業提案者若しくは共同企業体にあつてはその構成員が雇用する者又は役員であること、或いは補強団員であることが必要となります。雇用する者及び役員であることの条件は原則として以下の通りです。 （1）雇用する者であるための条件 事業提案者又は共同企業体構成員（以下「事業提案者等」）が雇用保険を付保している者又は雇用保険法第6条の規定により雇用保険法の適用を受けない者にあつては、事業提案者等から生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている者。 （2）役員であるための条件 事業提案者等の登記簿に役員として登記されていること。 2 派遣労働者 ご質問の派遣労働者は、事業提案者若しくは共同企業体構成員に雇用されている者ではありませんので、業務従事者とならず、直接人件費の対象となりません。補強団員は、事業提案者又は共同企業体構成員が有していない高度な知見・能力を持つ人材を活用するための要員であり、派遣労働者が補強団員となることは想定していません。派遣労働者が業務従事者を補助する場合には、同労働者の費用は「その他原価」にて支弁されることとなります。
業務従事者（外部人材）	32	弊社の顧問の弁護士等を外部人材として活用することは可能か？	貴社における事業全般に関して携わっておられる弁護士にその業務の一環として本調査についてもアドバイスを受ける場合、企業の一般業務と切り離しが困難なため外部人材には該当しません。ただし、本調査と他の業務との切り分けが明確にできるようであれば、弁護士や公認会計士、中小企業診断士、商工会の経営指導員等を外部人材として活用可能です。
業務従事者（外部人材）	33	コンサルタント等の外部人材を活用したいと思いますが、JICAが紹介することは可能か？	「中小企業とコンサルタント等マッチング窓口」をご活用ください。 http://www.consul-matching.org/
業務従事者（外部人材）	34	外部人材の活用において、コンサルティング会社の活用は必須か？活用しない場合、企業のみで応募する際の留意点は何か。	外部人材（コンサルタント）の活用は必須ではありません。調査を実施するに当たって、外部（コンサルタント）の知見を必要とする場合に参画いただくことも可能です。企業のみで応募する際は、企画書作成にあたり記載すべき事項がもれなく記載できているか等をご注意ください。
現地法人	35	提案調査実施中に現地法人を設立することは可能か？	調査実施中の現地法人の設立は妨げません。
現地法人	36	応募の時点で現地法人を有している必要があるか？	ご提案時に現地法人を有している必要はありませんが、国によっては、試験的なビジネス活動に現地民間法人としての登記が必須である場合があるため、事前に確認願います。

調査内容	37	仮に本業務委託中に当初の想定よりも早く事業化のめどが立った場合、調査期間中であっても、現地に工場を建設し、生産を開始するという経営判断がなされることが考えられるが、その際、本業務実施と事業化を並行して進めることについて何らかの制約はあるか。	特に制約はございませんが、事業化が予定より早く進んだ場合でもJICAとの契約で取り極めた業務委託内容の実施および報告書の作成は行っていただく必要がありますので、そうした見通しがでてきた場合には早めにJICAにご相談ください。
成果品	38	(報告書について) 公開が必要なのは業務完了報告書(最終成果品)のみか。	公開が必要な成果品は業務完了報告書並びに同レポートの要約のみです。 ただし、当該ビジネスの商業上の秘密に該当し、報告書の公開が提案法人に対して損害をもたらすと判断される場合は、契約先法人と協議した上で、最大で10年間非公表とすることを検討します。また、公開制限期間については、提案法人と必要期間を協議の上、法令及びJICAの文書管理規程に従って個別に検討いたします。

契約・支払関連			
契約交渉	39	契約書は事業計画を基に、交渉により決定するのか？	契約書本文は募集時に配布したものを使用しますが、契約書の附属書II「特記仕様書」については企画書の内容等を基に契約交渉で記載内容を協議させていただきます。 なお、提案金額が調査内容と比較し、妥当性があることも契約交渉で確認させていただきます。

経理関連(予算・見積り等)			
見積り	40	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材(直接人件費)なのか、②現地傭人費なのか、若しくは③現地再委託費になるのか？	ご想定のご活用を契約にどのように入れ込んで頂くのが適当であるかは、ご提案事業内容や関係性等にて契約交渉等で確認させて頂くこととなります。一般的には、以下が相違点となりますので、適切と思われる経費で計上ください。 ①外部人材は提案企業の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。 ②現地傭人費は通訳や機材操作技術者、事務作業スタッフ等を現地で業務の実施を支援する専任の人員が対象となります。 ③外部リソースに委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務、例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。
見積り	41	企画書提出時の見積り金額の総額を上限として契約交渉が行われますが、費用項目の見積り金額の上限も企画書提出時の金額となるのでしょうか(最新見積り取得により金額変更があった場合に、総額を超過しなければ項目間の調整が可能でしょうか)。	企画書提出時の見積り金額の総額を上限とするのみで、費用項目ごとの見積り金額の上限はありません。総額を超過しなければ費用項目間の調整が可能です。企画書提出時よりも大幅に変更する場合には契約交渉時に理由をご説明いただきます。
予算	42	契約額に対する直接経費割合の上限などはあるか？	割合についての制限は設けていません。提案内容や対象国によって構成比は変わると想定され、調査の目的と合致した積算となっているか否かについては、審査の段階で確認します。なお、本調査は、提案企業が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは性格が異なるため、提案企業の技術に対する相手国政府関係者による理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、上限金額の範囲でバランスよく計上されていることが望まれます。
計上可否	43	現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。尚、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となり得ます。
計上可否	44	通訳に係る費用は計上可能か？	「現地傭人費」として認められます。
計上可否	45	機材の据付に係る経費は計上可能か？	機材据付に係る経費は計上できません。
計上可否	46	事業費として計上できない項目(管理費で対応すべき項目)にはどういったものがあるか？	以下については、原則として管理費にて対応ください。なお、これら以外でも管理費にて対応頂く場合もあります。 ・事業提案者(中小企業)の直接人件費 ・機材据付に係る経費 ・事業対象地(事業サイト)でセミナー・セミナー開催時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・JICAに提出する報告書等の印刷・製本費

事業提案者の不正行為防止について			
不正腐敗情報 相談窓口	47	不正通報は外務省など政府関係部局と情報共有しているのか？	不正腐敗に該当しうる事案については、外務省と適切な形で情報共有することとしているが、通報者保護を前提としています。
不正腐敗情報 相談窓口	48	大使館に情報が寄せられるとJICAにも情報提供されるのか？	大使館と適切に情報共有しています。
コンプライア ンスプログラ ム	49	措置期間終了時に提出が求められるコンプライアンス・プログラムとは具体的にはどのような内容なのか。措置期間満了までに一定水準のコンプライアンス・プログラムが提出できない場合の取扱如何？	「JICA不正腐敗防止ガイダンス」において、企業に求められる取組として記載されている項目を中心として、コンプライアンス・プログラムを作成することを想定している。具体的には、以下の項目を想定しています。 ① 不正腐敗防止に関する各国法制度への対応 ② 不正腐敗防止に向けた経営陣の姿勢 ③ 不正腐敗防止のための体制 ④ リスク評価 ⑤ 役職員に対する研修 ⑥ 社内規則等の整備 ⑦ 共同企業体の構成員に対する適性評価 ⑧ 不正腐敗事案が発生した場合の対応 ⑨ 通報者保護への対応 ⑩ 内部統制体制の構築 措置期間終了までにコンプライアンス・プログラムが提出できない場合には、プログラムが提出されるまで、当該措置対象企業が、JICAとの直接の契約又はJICAの資金協力による案件の受注は認めない扱いが継続します。
違約金	50	本制度の導入時期如何？	3月2日より事前の周知を行ったうえで、2015年4月1日以降に公示する契約から適用する予定。そのため、本事業は外国公務員に対する贈賄に係る違約金の適用外となります。